

7 御代田町環境保全条例施行規則

平成元年 6 月 20 日 規則第 15 号

改正

平成 6 年 3 月 18 日 規則第 5 号

平成 8 年 3 月 19 日 規則第 6 号

平成 17 年 12 月 7 日 規則第 15 号

平成 18 年 3 月 15 日 規則第 14 号

平成 22 年 3 月 16 日 規則第 1 号

平成 27 年 3 月 17 日 規則第 7 号

平成 30 年 12 月 18 日

令和 4 年 1 月 26 日 規則第 1 号

令和 6 年 3 月 15 日 規則第 3 号

御代田町環境保全条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、御代田町環境保全条例（平成元年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 60 条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施策の策定及び執行)

第 2 条 条例第 3 条の規定による町長が行う総合的な施策は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 良好な自然環境及び生活環境（以下「良好な環境」という。）の保全に関する知識の普及と思想の高揚を図ること。
- (2) 自然環境の保全と活用を図ること。
- (3) 良好な環境に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある行為について、その行為を規制し、又は調整を図ること。
- (4) 良好な環境の保全とより良好な環境づくりのための積極的な調査研究及び施策の推進を図ること。

2 前項の規定に関する事務の執行は、総合的な庶務は企画財政課とし具体的事項は全ての課等がそれぞれの関連において分掌するものとする。

(審議会)

第 3 条 条例第 7 条の規定による御代田町環境保全審議会（以下「審議会」という。）は、必要があるときは、会議に町及び関係行政機関の職員その他関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

2 町職員は、会長の同意を得て会議に出席し、意見を述べることができる。

(幹事)

第4条 審議会に幹事を置き、町職員のうちから町長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(審議会の庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(届出を要する開発行為の基準)

第6条 条例第16条第1項の規定による規則で定める基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

(届出を要しない開発行為の基準)

第7条 条例第17条の規定による規則で定める開発行為は、別表第2に掲げるとおりとする。

(審査基準の適用についての必要な要件)

第8条 条例第19条第2項の規定による規則で定める審査基準の必要な要件は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 町長は、前項に定める要件のほか、審査基準に必要な要件は、状況により追加できる。

(関係者への説明)

第9条 町長は、開発行為に関し必要と認めるときは、開発者に対し、開発区域内及びその隣接地の利害関係者へ事業内容の説明をすることで、その理解を得るよう十分な協議及び調整を行うよう指導することができる。

2 町長は、前項の説明の内容、説明を受けた者の住所及び氏名の分かる書類を第14条第1項に定める届出書に添付させることができる。

(特定施設及び規制基準)

第10条 条例第32条の規定による規制基準及び条例第33条の規定による特定施設は別表第4に掲げるとおりとする。

(許可の基準)

第11条 条例第44条第1項第5号に規定する基準は、別表第5に掲げるとおりとする。

(関係者の同意)

第12条 町長は、地下水の取水に関し必要と認めるときは、申請者に対し、申請地周辺の利害関係者の同意書を条例第43条第2項に定める申請書に添付させることができる。

(資材その他の野積場)

第13条 条例第54条に規定する「資材その他の野積場」とは、土地面積が概ね1,000平方メートル以上で、かつ当該土地に資材、廃材、土砂等を集積する場をいう。

(申請又は届出)

第14条 条例の規定に基づく許可等の届出又は申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 条例第16条の規定による行為の届出
開発行為届出書 (様式第1号)
開発行為変更届出書 (様式第2号)
- (2) 条例第22条の規定による地位の承継の届出
開発行為に係る地位の一般承継届出書 (様式第3号)
- (3) 条例第23条第1項の規定による地位の承継の承認申請
開発行為に係る地位の特定承継承認申請書 (様式第4号)
開発行為に係る地位の特定承継承諾書 (様式第5号)
- (4) 条例第24条の規定による完了又は廃止の届出
開発行為工事完了届出書 (様式第6号)
開発行為廃止届出書 (様式第7号)
- (5) 条例第34条の規定による特定施設の設置等の届出
特定施設設置(変更、使用)届出書 (様式第8号)
特定施設氏名等変更届出書 (様式第9号)
特定施設使用廃止届出書 (様式第10号)
- (6) 条例第39条第1項の規定による改善措置の届出
特定施設改善届出書 (様式第11号)
- (7) 条例第43条第2項の規定による許可申請
井戸設置申請書 (様式第12号)
- (8) 条例第45条の規定による完成の届出
井戸完成届出書 (様式第13号)
- (9) 条例第47条の規定による変更の申請
井戸設置変更申請書 (様式第14号)
- (10) 条例第48条の規定による廃止の申請
井戸廃止届出書 (様式第15号)
- (11) 条例第51条第1項の規定による勧告等措置の届出

井戸勧告に伴う措置完了届出書（様式第16号）

2 前項の申請書又は届出書には、位置図及び断面図、構造図、写真その他の行為地及び付近の状況並びに施行方法の表示に必要な図書若しくは町長が指定する書類等を添付しなければならない。ただし、町長が認めた場合には、その一部又は全部を省略することができる。

3 前2項の規定による書類の提出部数は、正副2通とする。

（勧告書等）

第15条 条例の規定に基づく勧告等に係る、町長が発する勧告書等は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書類によるものとする。

(1) 条例第18条第1項の規定による勧告

開発行為改善勧告書（様式第17号）

(2) 条例第23条第2項の規定による通知

開発行為に係る地位の特定承継承認通知書（様式第18号）

(3) 条例第37条の規定による勧告

特定施設改善勧告書（様式第19号）

(4) 条例第25条の規定による検査

開発行為工事完了検査済証（様式第20号）

(5) 条例第39条第2項の規定による検査済証

特定施設検査済証（様式第21号）

(6) 条例第44条、条例第47条の規定による許可書

井戸設置（変更）許可書（様式第22号）

(7) 条例第49条の規定による勧告

井戸改善措置勧告書（様式第23号）

(8) 条例第51条第2項の規定による検査済証

井戸改善等措置検査済証（様式第24号）

(9) 条例第57条の規定による勧告

あき地等管理不良状態除去勧告書（様式第25号）

（不勧告通知）

第16条 条例第18条第2項、条例第34条第3項の規定による勧告しない旨の通知

不勧告通知書（様式第26号）

（命令等）

第17条 条例の規定に基づく命令等は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲

げる書類により行うものとする。

- (1) 条例第26条の規定による停止命令
開発行為停止命令書 (様式第27号)
- (2) 条例第38条の規定による措置命令
特定施設改善命令書 (様式第28号)
- (3) 条例第40条第1項の規定による停止命令
特定施設設置工事(操業)停止命令書 (様式第29号)
- (4) 条例第50条の規定による措置命令
井戸施設改善措置命令書 (様式第30号)
- (5) 条例第52条第1項の規定による停止命令
井戸施設工事、使用停止命令書 (様式第31号)
- (6) 条例第53条の規定による原状回復命令
井戸施設原状回復命令書 (様式第32号)
- (7) 条例第58条の規定による命令
あき地等管理不良状態除去命令書 (様式第33号)

(公表)

第18条 条例第27条第2項の規定による通知は、公表通知書(様式第34号)により通知するものとする。

(身分証明書)

第19条 条例第59条第2項の規定による身分を証する証明書は、条例に基づく職員の証(様式第35号)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月18日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月19日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月7日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月15日規則第14号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月16日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月17日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月26日規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

届出を要する開発行為の基準

届出を要する開発行為の基準は、次に掲げる各号に該当する事項とする。ただし、既存目的に使用する施設等の維持管理については、除外する。

(1) 土地面積1,000平方メートル以上の土地において、宅地の造成又は分譲、土地の開墾、その他土地の形質の変更を伴う行為。この場合、継続又は計画的に開発しようとする場合、総計が1,000平方メートル以上になるときは同様とする。

ア 土地の「区画の変更」とは、従来敷地の境界を変更する行為で、主として建築物の建築又は特定工作物の建設のため、道路、生垣等による土地の物理的状況の区分の変更をいう。

イ 土地の「形質の変更」とは、「形状の変更」又は「性質の変更」をいう。

ウ 「形状の変更」とは、30センチメートルを超える切土及び盛土又は整地、抜根等、土地に物理的な行為を加えることをいう。

エ 「性質の変更」とは、農地、森林、屋外駐車場や露天資材置場等の雑種地、池沼等の宅地以外の土地を宅地などとして土地の性質を変更することをいう。

オ 山林現況分譲、菜園分譲、現況有姿分譲は「区画・形質の変更」とする。

(2) 建築物の新築、増築又は改築

高さ13メートル又は延べ面積500平方メートル以上

(3) その他の工作物の新築、増築又は改築

ア 送水管 長さ30メートル以上

イ 道路 500メートル以上

ウ 鉄塔 高さ30メートル以上

エ 太陽光発電設備（土地に自立して設置するものに限る。） 土地面積1,000平方メートル以上

(4) 土石の採取

面積300平方メートル又は容積1,500立方メートル以上

この場合、継続的又は計画的に行為を行う場合、総計の面積300平方メートル又は容積1,500立方メートル以上になるときも同様とする。

別表第2（第7条関係）

届出を要しない開発行為の基準

(1) 農地台帳に記載されている農地において、農業の用に直接供することを目的とする行為

(2) 林業の用に直接供することを目的とする行為

(3) 非常災害のため、必要な応急処置として行う開発行為

(4) 自己の居住の用に供する一戸建て専用住宅の建築に係る行為

(5) 開発行為完了地（条例第24条の工事完了の検査済証の交付を受けた開発行為完了地をいう。）における次の条件を全て満たすもの。ただし、町長と事前に協議し、その内容を町長が確認したうえで、次の条件を満たしたものと判断した場合に限る。なお、町長と事前に協議を行う場合は、開発行為完了地における事前協議書（様式第36号）を提出すること。

ア 建築物用途の変更を伴わない

イ 区画・形質の変更を伴わない

ウ 公共施設の整備を伴わない

エ 切土、盛土等の造成を伴わない

オ 雨水処理計画に変更を伴わない

別表第3（第8条関係）

審査基準の適用についての必要な要件

その1 公共施設

1 道路

(1) 都市計画道路等

開発者は、開発区域に都市計画道路、及び町長が必要と認める道路がある場合は、その計画に必要な用地を確保するものとする。ただし、町長は、この計画を変更した場合は土地の所有者と協議するものとする。

(2) 接続道路等

ア 開発区域内の主要な道路は、区域外の建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する幅員6メートル以上の道路と接続していること。ただ

し、開発の規模、付近の状況等によりやむを得ないと認められるときは、建築基準法第42条第1項に規定する道路に接続していること。

イ 建築基準法第42条第2項に規定する道路に隣接して開発を実施する場合、又は当該道路に区域内道路を接続する場合は、当該道路の有効幅員を4メートル以上とすること。ただし、必要に応じて側溝を設けること。

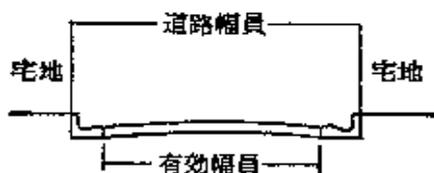
(3) 道路の幅員

開発区域内の道路の幅員は、幹線6メートル以上、支線4メートル以上とする。ただし、6メートル未満の道路については、有効幅員とする。道路幅員の数値のとり方は次の図を標準とする。

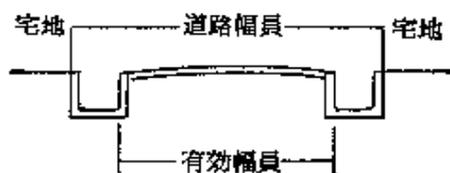
U型側溝（蓋設置）築造の場合



L型側溝築造の場合



U型側溝（蓋なし）築造の場合



歩行道分離の場合



(4) 道路の隅切り

道路の交差角は原則として60度以上とし、その隅切りは次の表を基準とする。

隅切りの方法		隅切りを直線とする場合の底辺					隅切りを円弧とする場合の半径				
		道路の幅員					道路の幅員				
交差角		メートル					メートル				
道路の幅員		4	6	9	12	15	4	6	9	12	15
メートル	60以下	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3
4	90前 (61° ~)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

	後 119°) 120以上	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
6	60以下		6	6	6	6		5	5	5	5
	90前後		5	5	5	5		5	5	5	5
	120以上		4	4	4	4		4	4	4	4
9	60以下			6	6	6			6	6	6
	90前後			5	5	5			5	5	5
	120以上			4	4	4			4	4	4
12	60以下				8	8				6	6
	90前後				6	6				6	6
	120以上				4	4				4	4
15	60以下					10					8
	90前後					8					8
	120以上					6					6

(5) 道路の舗装

道路の路面は、安全かつ円滑な交通を確保するため、コンクリート舗装、又はアスファルト舗装とし、その設計に当たっては、町と協議すること。

(6) 道路勾配

道路の縦断勾配は、原則として9パーセント以下とし、それを超える場合は、舗装のうえ、すべり止めの処置を施すものとする。

(7) 既存道路の取扱い

開発区域内に既存道路があるときは、当該道路の取扱いについては道路管理者の指示によること。

(8) 路面排水施設

道路には、雨水等を有効に排出するため流入が予想される最大排水量を基準として、側溝、集水桝、その他適当な排水施設を設けるものとする。

(9) 交通安全施設

道路には、必要な区間に車両の安全及び歩行者の保護のため、カーブミラー、ガードレール、街路灯、又は防犯灯を設置すること。

なお、その設置に当たっては、町長と協議すること。

2 公園及び緑地

(1) 公園及び緑地の設置

3,000平方メートル以上の宅地の造成又は分譲の場合は、開発総面積の3パーセント以上の公園用地又は緑地用地を確保し、整地のうえ金網等の柵を設け、境界を明確にし、植栽その他の整備をすること。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りではない。

(2) 公園等の維持管理

開発区域に設置した公園等の維持管理は、開発者が行うものとする。ただし、周辺地域の状況等により町長が、維持管理を行う必要があると認めた場合は、町が行うものとする。

(3) 緑化の推進

建築物の建築（宅地の分譲は除く。）を目的とした用途の場合は、土地面積の100平方メートルに対し1本の割合で開発者の負担により植栽すること。なお樹種及び大きさ等については、町長と協議すること。

3 消防施設

(1) 消火栓等

消火栓及び防火水槽は、消防署長と協議し、指示に従い設置すること。

(2) 水利標識

開発区域内に設置した消防水利には、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第34条の2、又は消防署長が定める水利標識を設置すること。

4 上水道施設

(1) 上水道の施設計画は、水道事業管理者と事前に協議すること。

(2) 上水道の設計・施工は、水道法（昭和32年法律177号）、御代田町営水道条例（昭和43年条例第22号）及び佐久水道企業団水道条例（昭和48年佐久水道企業団条例第2号）によること。

(3) 上水道施設に要する経費は、開発者が負担すること。

5 下水道施設

(1) 公共下水道区域内及び農業集落排水区域内（以下「下水道区域内」という。）の施設計画は、下水道事業管理者と事前に協議すること。

(2) 下水道区域内における下水道の設計・施工は、下水道法（昭和33年法律79号）、御代田町公共下水道条例（平成13年条例第9号）及び御代田町農業集落排水施設の管理に関する条例（平成9年条例第19号）によること。

(3) 下水道施設に要する経費は、開発者が負担すること。

6 浄化槽施設

(1) 下水道区域外における浄化槽の施設計画は、浄化槽担当課と事前に協議すること。

(2) 下水道区域外における浄化槽の設計・施工は、浄化槽法及び御代田町個別排水処理施設の管理等に関する条例（平成12年条例第12号）によること。

(3) 浄化槽施設に要する経費は、開発者又は使用者が負担すること。

(4) 浄化槽の放流水は、河川等の放流を原則とする。ただし、河川等へ放流する場合は、河川管理者等と協議をしなければならない。

7 開発区域の境界

(1) 公共施設等の用地の境界に永久的な境界標を設置し、境界を明示するものとする。

(2) 境界標の位置、種類等については、それら施設の帰属及び管理者となる者と協議するものとする。

(3) 開発行為に伴い、土地に設置してある境界標、基準点等を一時的に撤去しなければならない場合は、事業者の責任において関係者に説明のうえ撤去し、立会いの

もと復旧すること。

(4) その他開発区域内の用地に境界標を設置し、境界を明示するものとする。

その2 公益施設

1 ごみ集積所

宅地の造成を行う場合は、ごみ集積所を必要に応じ開発者の負担により町長と協議のうえ設置すること。

なお、その規模、構造、位置等については町長の指示によること。

その3 雨水処理施設

(1) 雨水排水計画は、開発区域の規模、地形、予定される建築物の用途、周辺の状況等を勘案し、開発区域の敷地内で有効かつ適切に処理できるようにされていること。

(2) 計画雨水量は、次の式により算定されたものであること。

$$Q = 1 / 360 \times C \times I \times A$$

Q = 計画雨量 (m³/S)

C = 流出係数

I = 降雨強度 (mm/h)

A = 集水面積 (ha)

(3) 降雨強度は、「長野県内の降雨強度式」を参考に、関係機関と協議して定めるものとする。

(4) 流出係数は、「長野県開発許可審査指針」を参考に、関係機関と協議して定めるものとする。

その4 土石の採取

(1) 土石の採取によって生ずる法面は、その勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれがないものであり、かつ必要に応じて小段、又は排水施設の設置等適切な措置を講ずるものとする。

(2) 土石の採取による掘さくの深さは、掘削する場所の周辺の土地のうち、最も低い部分よりも低くしないものとする。

(3) 土石の採取による隣地の保安距離は、土質、地形及び隣地に人家又は公共施設等がある場合等勘案して保安上必要な距離をとること。

(4) 土石の採取中、雨水その他の原因で土砂が付近に流失しないよう土俵積、土盛堤、柵等の仮設工事を行い、完了後も土砂流失のおそれがある場合は、擁壁、堰堤、その他これに代り得る施設を築造し、土砂の流失に対処すること。

(5) 土石の採取跡地の利用計画は、周辺の環境と調和するよう配慮すること。また行為地が山林にあっては跡地の具体的利用計画がない場合は、行為完了後速やかに植栽等を行い、当該森林が有していた森林機能の回復を図ること。

(6) 土石の採取跡地の法面については、原則として緑化することとし、周辺の状況、掘さく前の状態を考慮し植樹、植草、種子吹付を行うものとする。

その5 その他の共通事項

(1) 土地の形質変更は最小限度にとどめ、多量の土石の移動は極力避けるものとする。やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜きを設置、段切り等を行い、土石の流失の防止に万全を期するものとする。なお、擁壁の必要のない法面等についても植林、芝張り、植栽等による緑化修景を速やかに実施するものとする。

(2) 開発行為により影響ある道路、河川等の改良又は、補修等に要する経費は、原則として当該行為者の負担とする。

(3) 開発行為に伴い設置される工作物の形態及び色彩は、周囲の環境との調和を著しく乱さないものとする。

(4) 防災工事を実施する必要がある場合は、全ての開発行為の本工事に先行して行うこと。

(5) 埋蔵文化財等文化財の保護については、町教育委員会と協議して処理すること。

別表第4 (第10条関係)

水質汚濁に係る特定施設及び規制基準

番号	施設名称	規模	規制基準					処理施設等
			水素イオン濃度 (水素指数) PH	生物学的酸素要求量 (単位 mg/l) BOD	浮遊物質 (単位 mg/l) SS	大腸菌群数 (単位 個/m ³)	n-ヘキサン抽出物質 (単位 mg/l)	

1	共同住宅	厨房施設	1 排水量 5 m ³ / 日以上のもの						浮遊物質、沈殿物等を分離沈殿する等の構造又は生物処理等のできる設備を有すること。(1、2の関係)
	寮	洗濯施設	2 共同住宅にあっては5世帯以上の収容施設を有するもの又は、排水量 5 m ³ / 日以上のもの	5.8 ～ 8.6	160 (120)	200 (150)	3,000		浄化槽等の設備は汚泥が堆積しないよう適切に除去し、維持管理に努めなければならない。(1、2の関係)
	ドライブイン	入浴施設							車両洗浄排水及びその他の含油排水は沈殿槽油分離槽等処理槽にいた後排水しなければならない。沈殿槽及び油分離槽は汚泥が堆積しないよう適切に除去しなければならない。(3の関係)
2	集団住宅 宅地 造成事業	集団住宅 集住地	戸数10戸以上	5.8 ～ 8.6	160 (120)	200 (150)	3,000		浄化槽等の設置は汚泥が堆積しないよう適切に除去し、維持管理に努めなければならない。(3の関係)
3	自動車燃料	洗車場							
	小売 車サービス	洗浄施設 廃油貯蔵場	すべてのもの	5.8 ～ 8.6			3,000	5	廃油貯蔵容器は密閉式とし雨水等により洩出を防止できる施設内で取扱うこと。(3の関係)

- 1 この表に掲げる規制項目に係る数値の検定は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める検定方法とする。
- 2 「排出水」とは、特定施設を設置する工場又は事業所から水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域に排出される水をいう。
- 3 排水先の公共用水域において人の健康又は生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないこと及び色臭気を帯びていないこと。
- 4 上段の数字は最大値、下段（ ）内の数字は日間平均値を示す。

別表第5（第11条関係）

地下水の保全のため町長が必要とする事項

次に掲げる区域は、井戸の掘さくを許可しない。ただし、特別の理由があると認める場合においては、この限りでない。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業の水源地より半径500メートルの区域
- (2) 町道清万3号線北側及び同町道と主要地方道小諸軽井沢線の交差部（大字塩野字西横辻地籍）より西側の同主要地方道北側全域

8 届出書等様式

様式第1号（第14条関係）

開 発 行 為 届 出 書

年 月 日

御代田町長

様

届出者住所

氏名

連絡先電話

御代田町環境保全条例第16条第1項の規定による開発行為の届出をします。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域の地名地番	御代田町大字	字	番地
	2 開発区域の面積			m ²
	3 予定建築物等の用途			
	4 工事施工業者住所氏名			
	5 工事着手予定年月日		年 月 日	
	6 工事完了予定年月日		年 月 日	
	7 その他必要な事項			
※	受付番号		年 月 日 第	号

注1 ※印の欄は記入しないこと。

注2 「その他必要な事項」の欄は、開発行為を行うことについて農地法・森林法等その他の法令等による許認可を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

(裏)

従前の 公共施設	名称	廃止・付替・ 拡幅の別	幅員(管 径)	延長	面積	管理者名	土地の帰属	費用負担	適用

新設される 公共施設	名 称	幅員(管 径)	延 長	面 積	管理予定者名	土地の帰属	適 用

公共施設の 協議内容	設 計 概 要	
	公共施設の 管理方法	
	土 地 の 帰 属	
	費 用 の 負 担	
	そ の 他	

様式第2号（第14条関係）

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

御代田町長 様

届出者住所

氏名

連絡先電話

御代田町環境保全条例第16条第2項の規定による開発行為の変更の届出をします。

1 開発区域の地名地番	御代田町大字 字 番地
2 開発区域の面積	m ²
3 予定建築物等の用途	
4 工事施工業者住所氏名	
5 工事着手予定年月日	年 月 日
6 工事完了予定年月日	年 月 日
7 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号

注1 ※印の欄は記入しないこと。

注2 「その他必要な事項」の欄は、開発行為を行うことについて農地法・森林法等その他の法令等による許認可を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

(裏)

従前の 公共施設	名称	廃止・付替・ 拡幅の別	幅員(管 径)	延長	面積	管理者名	土地の帰属	費用負担	適用

新設される 公共施設	名 称	幅員(管 径)	延 長	面 積	管理予定者名	土地の帰属	適 用

公共施設の 協議内容	設 計 概 要	
	公共施設の 管理方法	
	土 地 の 帰 属	
	費 用 の 負 担	
	そ の 他	

開発行為に係る地位の一般承継届出書

年 月 日

御代田町長 様

届出者住所

氏名

連絡先電話

御代田町環境保全条例第22条の規定により、開発行為に係る地位を承継したので、届出ます。

1 不勧告となった開発行為	(1) 不勧告通知を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 不勧告通知の番号及び年月日	
	(3) 不勧告通知を受けた土地の表示	
	(4) 不勧告通知を受けた開発行為の内容	
2 承継者の住所及び氏名		
3 届出に係る承認年月日		
4 承継の原因		

添付書類 相続による承継の場合は、被承継者の除籍謄本及び承継者の戸籍謄本を、法人が承継する場合は、法人の登記事項証明書を添付すること。

様式第4号（第14条関係）

開発行為に係る地位の特定承継承認申請書

年 月 日

御代田町長 様

届出者（被承継者） 住 所
氏 名
電話番号

御代田町環境保全条例第23条第1項の規定により、開発行為に係る地位を承継したいので、申請します。

1 不勧告となった開発行為	(1)不勧告通知を受けた者の住所及び氏名	
	(2)不勧告通知の番号及び年月日	
	(3)不勧告通知を受けた土地の地番及び面積	m ²
	(4)不勧告通知を受けた開発行為の内容	
2 承継者の住所及び氏名並びに連絡先 (法人にあっては、主たる事業所の住所、事業所の名称、代表者の氏名及び連絡先)		
3 承継に係る権限を取得した年月日		
4 取得した権限の内容（全て記載すること。）		

添付書類 取得年月日を証する書類（土地の登記事項証明書等）、住民票の写し及び所得税の納税証明書（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書及び法人税に関する納税証明書、収支計画書の写し並びに直近2年の収支決算書の写し）を添付すること。

様式第 5 号（第14条関係）

開発行為に係る地位の特定承継承諾書

年 月 日

御代田町長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

御代田町環境保全条例第23条第 1 項の規定により、開発行為に係る地位の承継を承諾します。

1 開発行為の不勧告年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 開発区域の地番又は名称及び開発区域の面積	m ²
3 承継者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事業所の所在、事業所の名称、代表者の氏名)	所在地 事業所の名称 代表者

様式第6号（第14条関係）

開 発 行 為 工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

御代田町長 様

届出者住所

氏名

連絡先電話

御代田町環境保全条例第24条の規定により、開発行為に関する工事が下記のとおり完了しましたので届出をします。

記

1. 工事完了年月日 年 月 日

2. 開発区域の地名地番 御代田町大字 字 番地

※ 受付番号	
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	
※ 検査済証番号	

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第7号（第14条関係）

開 発 行 為 廃 止 届 出 書

年 月 日

御代田町長 様

届出者住所

氏名

連絡先電話

御代田町環境保全条例第24条の規定により、開発行為に関する工事を下記のとおり廃止しましたので届出をします。

記

1. 開発行為に関する工事を廃止した年月日 年 月 日
2. 開発行為に関する工事の廃止に係る地名地番
御代田町大字 字 番地
3. 開発行為に関する工事の廃止に係る区域図面 m^2

様式第 8 号 (第 14 条関係)

特 定 施 設 設 置 (変 更 、 使 用) 届 出 書

年 月 日

御代田町長 様

届出者住所

氏名

連絡先電話

御代田町環境保全条例第 34 条の規定により、特定施設の設置 (変更、使用) について、次のとおり届出をします。

氏名又は名称		※ 整理番号	
事業所の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			
事業 の 内 容	業 種		
	資 本 、 又 は 出 資 額		
	主 な 製 品 ・ 加 工 の 種 類		
	事 業 開 始 年 月 日		
	従 業 員 数		
公 害 防 止 の 処 置	別紙付表 1		
公 害 の 発 生 の 原 因 又 は お それ の ある 施 設 名			
建 物 、 施 設 の 配 置 図			
敷 地 付 近 の 見 取 図			
備 考			

注1 設置・変更・使用について、該当の届け出に○印で囲むこと。

注2 ※印の欄には、記載しないこと。

付表 1

汚 水 及 び 排 液 施 設 の 概 要

施設の名称		
構造	施設の様式	
	施設的能力	
	施設の数	
使用状況	1日の使用時間	午前 午後 午前 時～ 午後 時 時間
	廃液に関連する薬品等の1日当りの使用量	
	季節変動の概要	
	1日の排液量	
処理の方法	処理施設の名称	
	処理施設の規模	
	処理施設的能力	
	処理前の水質	
	処理後の水質	
	排液の放流先	
	残さの処理方法	
備 考		

この付表は、特定施設設置（変更、使用）届出書に添付すること。

様式第9号（第14条関係）

特 定 施 設 氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

御代田町長

様

届出者住所

氏名

連絡先電話

特定施設の氏名（名称、住所、所在地）を変更したので、次のとおり届出をします。

変更内容	変更前		※ 整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
事業の内容	業 種			
	資 本 、 又 は 出 資 額			
	主 な 製 品 ・ 加 工 の 種 類			
	事 業 開 始 年 月 日			
	従 業 員 数			
	変 更 年 月 日			
変 更 の 理 由				

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第 10 号 (第 14 条関係)

特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

御代田町長 様

届出者住所

氏名

連絡先電話

特定施設の使用を廃止したので、御代田町環境保全条例第 34 条第 5 項の規定により、次のとおり届出をします。

氏名又は名称		※整理番号	
事業所の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			
事業 の 内 容	業 種		
	資 本、又は出資額		
	主な製品・加工の種類		
	事業開始年月日		
	従業員数		
使用廃止の年月日			
使用廃止の理由			

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第 11 号 (第 14 条関係)

特 定 施 設 改 善 届 出 書

年 月 日

御代田町長

様

届出者住所

氏名

連絡先電話

御代田町環境保全条例第 39 条第 1 項の規定による検査を受けたいので、次のとおり届出をします。

特定施設	氏名又は名称	
	事業所の所在地	
	代表者	
改善内容	改善前	
	改善後	
検査期日	年 月 日	

様式第 13 号 (第 14 条関係)

井 戸 完 成 届 出 書

年 月 日

御代田町長

様

届出者住所

氏名

連絡先電話

井戸の工事の完了について、御代田町環境保全条例第 45 条の規定により、次のとおり届出を
します。

許 可 番 号 年 月 日	許 可 第 号 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

様式第 14 号 (第 14 条関係)

井戸設置変更申請書

年 月 日

御代田町長

様

届出者住所

氏名

連絡先電話

御代田町環境保全条例第 47 条の規定により、次のとおり変更申請します。

井戸の設置場所			
採取する地下水の用途	1、農業用 2、水産養殖用 3、工業用 4、水道用 5、家庭用 6、その他 ()		
飲用・非飲用井戸の区分			
1日あたりの平均地下水採取予定量	m ³	揚水期間	1、1年中 2、季節 (月～ 月)
井戸の深度	m	井戸の内径	mm
揚水機の種類	1、水中ポンプ 2、過巻ポンプ 3、その他 ()		
揚水機の吐出口の断面図	c m ² [(吐出口の内径 cm × 1/2) ² × 3.14]		
原動機の出力		揚水能力	1分間あたり m ³ (又は 1日あたり m ³)

注1 採取する地下水の用途、揚水期間、揚水機の種類は、該当する番号に○印をつけること。

注2 井戸の位置図、構造図その他町長が定める図面を添付すること。

様式第 15 号 (第 14 条関係)

井 戸 廃 止 届 出 書

年 月 日

御代田町長

様

届出者住所

氏名

連絡先電話

井戸の廃止について、御代田町環境保全条例第 48 条の規定により、次のとおり届出をします。

許 可 番 号 年 月 日	許可第 号 年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

様式第 16 号 (第 14 条関係)

井戸勧告に伴う措置完了届出書

年 月 日

御代田町長

様

届出者住所

氏名

連絡先電話

井戸勧告に伴う措置の完了について、御代田町環境保全条例第 51 条第 1 項の規定により、次のとおり届出をします。

井戸	許可番号	
	井戸の所在地	
	代表者名	
措置の内容		
完了年月日		

様式第 17 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

御代田町長

㊟

開 発 行 為 改 善 勸 告 書

御代田町環境保全条例第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり改善を勧告します。

開 発 行 為	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	御代田町大字 字
	開 発 区 域 の 面 積	
勸 告 措 置 期 限	年 月 日	
改 善 勸 告 理 由		
改 善 勸 告 内 容		

様

御代田町長

㊟

開発行為に係る地位の特定承継承認通知書

年 月 日付けで承継申請及び承継承諾のありました開発行為に係る地位の特定承継については、次のとおり承認しましたので、御代田町環境保全条例第23条第2項の規定により通知します。

1 承継を承認した開発行為の不勧告通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 開発区域の地番及び面積	m ²
3 被承継人の住所及び氏名	住所 氏名
4 付 記 事 項	

（備考）

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に御代田町（代表者 御代田町長）に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に御代田町（代表者 御代田町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する決裁）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する決裁）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 19 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

御代田町長

㊟

特 定 施 設 改 善 勧 告 書

御代田町環境保全条例第 37 条の規定により、次の通り改善を勧告します。

特定施設	氏名又は住所	
	事業所の所在地	
	代表者名	
勧告措置期限	年 月 日	
改善勧告施設名及び理由		
改善勧告内容		

様式第 20 号（第 15 条関係）

開 発 行 為 工 事 完 了 検 査 済 証

第 号
年 月 日

様

御代田町長 ⑩

下記の開発行為に関する工事について、 年 月 日検査の結果、御代田町環境保全条例第 25 条の規定により、開発が指導又は勧告内容に適合していると認められるので、検査済証を交付します。

記

1. 開発区域又は工区と含まれる地域の名称
御代田町大字
2. 開発者の住所及び氏名

様式第 21 号 (第 15 条関係)

特 定 施 設 検 査 済 証

第 _____ 号
年 月 日

様

御代田町長

㊟

御代田町環境保全条例第 39 条第 2 項の規定により、適合していると認められるので、検査済証を交付します

特定施設	氏名又は名称	
	事業所の所在地	
	代 表 者	
特定施設の 種 類		
検 査 日		
検 査 施 設		
備 考		

様式第 22 号（第 15 条関係）

井 戸 設 置 （ 変 更 ） 許 可 書

第 号
年 月 日

様

御代田町長 ㊟

年 月 日付で申請のあった井戸設置（変更）については、御代田町環境保全条例第 44 条、条例第 47 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。

記

様式第 23 号 (第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

御代田町長

㊟

井 戸 改 善 措 置 勧 告 書

御代田町環境保全条例第 49 条の規定により、次のとおり改善を勧告します。

井 戸	許 可 番 号	
	井 戸 の 所 在 地	
	代 表 者 名	
勧 告 措 置 期 限		
改 善 勧 告 理 由		
改 善 勧 告 内 容		

様式第 24 号 (第 15 条関係)

井 戸 改 善 措 置 検 査 済 証

第 号
年 月 日

様

御代田町長

㊟

御代田町環境保全条例第 51 条第 2 項の規定により、適合していると認められるので、検査済証を交付します。

井 戸	許 可 番 号	
	井 戸 の 所 在 地	
	代 表 者 名	
検 査 日		
検 査 内 容		

様式第 25 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

御代田町長 ㊟

あ き 地 等 管 理 不 良 状 態 除 去 勧 告 書

あなたが所有（占有、管理）している下記のあき地は、町民の生活環境を保持するうえで
好ましくない状態にあるので、御代田町環境保全条例第 57 条の規定により

年 月 日までに除去するよう勧告します。

記

1. 所在地 御代田町大字
2. 面積 平方メートル
3. 不良状態 (年 月 日現在)

様式第 26 号（第 16 条関係）

第 号
年 月 日

様

御代田町長 ㊟

不 勧 告 通 知 書

御代田町環境保全条例第 16 条（第 34 条）の規定により、 年 月 日付
をもって届出のあった開発行為（特定施設）については、勧告をしないこととしたので通知し
ます。

様式第 27 号 (第 17 条関係)

第 号
年 月 日

様

御代田町長 ㊟

開 発 行 為 停 止 命 令 書

御代田町環境保全条例第 26 条の規定により、工事の停止を命令します。

開発区域に含まれる地域の名称	御代田町大字	字	番地
開発区域の面積			
停止理由			

注 1) この命令に従わないときは、御代田町環境保全条例の規定に基づき、罰則に処することがあります。

注 2) この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から 60 日以内に町長に対し異議の申立てをすることができます。

この命令の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てにかかる決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に町を被告 (町長を被告の代表者) として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができないこととされていますが①異議申立てがあった日から 3 ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 28 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

様

御代田町長

㊦

特 定 施 設 改 善 命 令 書

御代田町環境保全条例第 38 条の規定により、次のとおり改善を命令します。

特 定 施 設	氏 名 又 は 名 称	
	事 業 所 の 所 在 地	
	代 表 者 名	
命 令 措 置 期 限	年 月 日	
命 令 に 至 る ま で の 経 過		
命 令 内 容		

注 この命令に従わないときは、御代田町環境保全条例の規定に基づき、罰則に処することがあります。

様式第 29 号 (第 17 条関係)

第 号
年 月 日

様

御代田町長 ㊟

特 定 施 設 設 置 工 事 (操 業) 停 止 命 令 書

御代田町環境保全条例第 40 条第 1 項の規定により、次のとおり特定施設設置工事 (操業) の停止を命令します。

特定施設	氏名又は名称	
	事務所の所在地	
	代表者名	
設置工事 (操業) 停止期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
設置工事 (操業) 停止理由		

注 この命令に従わないときは、御代田町環境保全条例の規定に基づき、罰則に処することがあります。

様式第 30 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

様

御代田町長

㊟

井 戸 施 設 改 善 措 置 命 令 書

御代田町環境保全条例第 50 条の規定により、次のとおり改善を命令します。

井 戸	許 可 番 号	
	井 戸 の 所 在 地	
	代 表 者 名	
命 令 措 置 期 限	年 月 日	
命 令 に 至 る ま での 経 過		
命 令 内 容		

注 この命令に従わないときは、御代田町環境保全条例の規定に基づき、罰則に処することがあります。

様式第 31 号 (第 17 条関係)

第 号
年 月 日

様

御代田町長

㊟

井戸施設工事、使用停止命令書

御代田町環境保全条例第 52 条第 1 項の規定により、次のとおり井戸施設工事、使用の停止を命令します。

井戸	許可番号	
	井戸の所在地	
	代表者名	
停止期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
停止理由		

注 この命令に従わないときは、御代田町環境保全条例の規定に基づき、罰則に処することがあります。

様式第 32 号 (第 17 条関係)

第 号
年 月 日

様

御代田町長



井戸施設原状回復命令書

御代田町環境保全条例第 53 条の規定により、次のとおり井戸施設の原状回復を命令します。

井戸	井戸の所在地	
	代表者名	
原状回復期限	年 月 日	
原状回復理由		

注 この命令に従わないときは、御代田町環境保全条例の規定に基づき、罰則に処することがあります。

様式第 33 号（第 17 条関係）

第 年 月 日 号

様

御代田町長

㊟

あき地等管理不良状態除去命令書

あなたが所有（占有、管理）している下記のあき地については、 年 月 日付

第 号をもって不良状態の改善実施を勧告しましたが、いまだに実施されておられません。

よって、御代田町環境保全条例第 58 条の規定により 年 月 日までに不良状態除去について必要な措置を講ずるよう命令します。

記

1. 所在地 御代田町大字
2. 面積 平方メートル
3. 不良状態

注1 この命令に従わないときは、御代田町環境保全条例の規定に基づき、罰則に処することがあります。

様式第34号（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

御代田町長

㊟

公 表 通 知 書

御代田町環境保全条例第27条の規定に基づき違反事項等を公表しますので、同条第2項の規定により通知します。

事業者の住所及び名称	
開発地の位置	
違反等の内容	
公表する内容	
公表の方法	
公表する日	

様式第 35 号 (第 19 条関係)

<p>御代田町環境保全条例に基づく職員の証</p> <p>御代田町吏員 所属</p> <p>氏名 (年 月 日生)</p>
<p>年 月 日交付 御代田町長 印</p>
<ol style="list-style-type: none">1. この証票は、御代田町環境保全条例の規定により、条例の施行に関し、必要な限度において、立入調査等を行う場合の身分の証である。2. 公務を執行する場合に、関係人の請求があったときは、これを掲示しなければならない。3. この証票は、他人に貸与し、又は、譲渡してはならない。4. 資格を喪失した場合は、直ちに返納しなければならない。

開発行為完了地における事前協議書

年 月 日

御代田町長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

御代田町環境保全条例施行規則別表第2（5）の規定により、事前協議をお願いします。

1 検査済証の 交付を受けた開 発行為	(1) 検査済証の交付を受けた 者の住所及び氏名		
	(2) 検査済証の交付番号及 び年月日		
	(3) 検査済証の交付を受け た土地の地番及び面積	㎡	
	(4) 検査済証の交付を受け た開発行為の内容		
2 事前協議の 内容	(1) 開発完了地における工事 等の内容		
	(2) 別表第2（5）の適否	ア 建築物用途の変更を伴わない。	
		イ 区画及び形質の変更を伴わない。	
		ウ 公共施設の整備を伴わない。	
		エ 切土及び盛土等の造成を伴わ ない。	
オ 雨水処理計画に変更を伴わない。			

添付書類 取得年月日を証する書類（土地の登記事項証明書等）、住民票の写し及び所得税の納税証明書（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書及び法人税に関する納税証明書、収支計画書の写し並びに直近2年の収支決算書の写し）を添付すること。

設計図書に係る明示すべき事項

図面の種類	具体的な明示事項	縮 尺	備 考
現 況 図	<ol style="list-style-type: none"> 1、 方位 2、 開発区域の境界 3、 植生区分 4、 建築物及び既存擁壁等の工作物の位置並びに形状 5、 開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益的施設の位置及び形状 6、 道路の幅員、道路交差点の地盤高、河川又は水路の幅員 7、 樹木及び樹木の集団の位置 8、 切土又は盛土を行う部分の表土の状況 	1/2, 500以上	<p>等高線は2メートルの標高差を示す 開発区域を朱線で囲む。</p>
土 地 利 用 計 画 図	<ol style="list-style-type: none"> 1、 方位 2、 開発区域の境界 3、 公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置 4、 開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員 5、 排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 6、 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 7、 消防水利の位置及び形状 8、 遊水地(調整池)の位置及び形状 9、 河川その他の公共施設の位置及び形状 10、 予定建築物等の敷地の形状及び面積 11、 敷地に係る予定建築物等の用途 12、 公益的施設の敷地の位置、形状、名称、及び面積 13、 樹木又は樹木の集団の位置 	1/500以上	<p>開発区域を朱線で囲む</p> <p>道路、公園、緑地等を色分けする</p>

図面の種類	具体的な明示事項	縮 尺	備 考
	14、緩衝帯の位置、形状及び幅員 15、法面（がけを含む）の位置及び形状 16、擁壁の位置及び種類 17、凡例		
造成計画 平面図	1、方位 2、開発区域の境界 3、切土又は盛土をする土地の部分 4、擁壁の位置、種類及び高さ 5、法面（がけを含む）の位置及び形状 6、道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 7、遊水地（調整池）の位置及び形状 8、予定建築物等の敷地の形状及び計画高 9、縦横断線の位置 10、凡例	1/500以上	切土の場合は黄色、盛土の場合は赤色に色分けする 道路、擁壁、法面等を色分けする 開発区域を朱線で囲む
造成計画 断面図	1、開発区域の境界 2、切土又は盛土をする前後の地盤面 3、計画地盤高	1/500以上	切土の場合は黄色、盛土の場合は赤色に色分けする
排水施設 計画平面図	1、開発区域の境界 2、排水区域の区域界 3、遊水地（調整池）の位置及び形状 4、都市計画に定められた排水施設の位置、形状、及び名称 5、道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類 6、配水管の勾配及び管径 7、入孔の位置及び入孔間距離 8、水の流れの方向 9、吐口の位置 10、放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 11、予定建築物等の敷地の形状及び計画高 12、道路、公園その他の公共施設の	1/500以上	開発区域を朱線で囲む 集水系統ブロック別に色分けする

	敷地の計画高 13、法面(がけを含む)又は擁壁の位置及び形状		
給水施設 計画平面図	1、開発区域の境界 2、給水施設の位置、形状、内のり寸法 3、取水方法 4、消火栓及び防火水槽の位置 5、予定建築物等の敷地の形状	1/500以上	開発区域を朱線で囲む
がけの 断面図	1、がけの高さ、勾配及び土質 2、切土又は盛土をする前の地盤面 3、小段の位置及び幅 4、石張、張芝、モルタルの吹付等のがけ面の保護の方法	1/50以上	
擁壁の 断面図	1、擁壁の寸法及び勾配 2、擁壁の材料の種類及び寸法 3、裏込めコンクリートの寸法 4、透水層の位置及び寸法 5、擁壁を設置する前後の地盤面 6、基礎地盤の土質 7、鉄筋の位置及び径 8、基礎ぐいの位置、材料及び寸法 9、水抜穴の位置及び寸法	1/50以上	